

新型コロナウイルス感染症罹患者等特定特別支援金事業及び

感染症濃厚接触者等島外滞在費支援事業のお知らせ

【新型コロナウイルス感染症罹患者特定特別支援金事業】

新型コロナウイルス感染症に罹患した方や濃厚接触者の方に対し、支援金を交付することにより、生活上の不利益や経済的損失を支援いたします。

- (1) 対象者 三宅村の住民で、陽性者（罹患者）又は濃厚接触者とされた方
- (2) 支援金 ◆陽性者とされた方 3万円
◆濃厚接触者とされた方 2万円
- (3) 申請期間 健康観察終了後3か月以内
- (4) 必要書類 ①申請書、同意書（福祉健康課窓口及び各出張所にて配布）
②印鑑
③振込先の金融機関口座がわかるもの（通帳等）
- (5) 支給回数 今年度で本事業による支援金の交付回数は1回までです。
既に陽性者または濃厚接触者のどちらかで交付を受けた方は対象外です。

【感染症濃厚接触者等島外滞在費支援事業】

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者とされた方が、公共交通機関の利用ができないため、やむなく島外の宿泊施設に滞在した際に要する宿泊費の一部を助成します。

- (1) 対象者 三宅村の住民で、濃厚接触者とされ、事情により島外の検査機関でPCR検査を受け陰性となり、健康観察中のため公共交通機関の利用ができず、やむなく島外の宿泊施設に滞在された方
- (2) 助成内容 宿泊費 1泊5,000円を上限とし、最大で14泊分を助成
- (3) 申請期間 健康観察期間終了後3か月以内
- (4) 必要書類 ①申請書、同意書（福祉健康課窓口にて配布）
②宿泊費の領収書
③振込先の金融機関口座がわかるもの（通帳等）
④印鑑
- 申請場所 三宅村役場 福祉健康課 福祉係（臨時庁舎 1階窓口）
- その他 公務員の方で、諸手当等で補償される場合や在宅勤務扱いとなった場合等は対象外となります。

【お問い合わせ先】

三宅村役場福祉健康課福祉係

電話：5-0902 / IP：5-9111